

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

わが国は急速に少子高齢化が進行していますが、高齢者を対象とした社会保障制度に比べて少子化対策は遅れをとっているのが現状です。若年層の非正規雇用の増加、育児とキャリアの両立の難しさ、転職率の高止まり傾向など、労働と子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあり、また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

厚生労働省「平成30年～令和4年の人口動態保健所・市区町村別統計の概況」をみると、犬山市の合計特殊出生率は1.32となっており、前回の平成25年～平成29年では1.36であったことから、0.04ポイント減少しています。

なお、全国では1.33となっています。(平成30年～令和4年)

本市では令和2年度から令和6年度を計画期間とした「第2期犬山市子ども子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援に関する施策の推進に取り組んできました。今後も計画的に施策を推進し、**子どもの健やかな育ちと保護者の子育て、子ども・若者に対する横断的な支援を社会全体で支援する環境を整備するとともに、近年社会問題化している子どもの貧困対策、ヤングケアラー問題についても総合的に推進していく**ために、「こども大綱」や「こどもまんなか実行計画2024」に基づき、本計画を策定していきます。

### 2. 国のこどもに関する動向

#### ① 出生数、合計特殊出生率【「令和6年度版 こども白書」より抜粋】

令和4年の出生数は77万759人、統計を開始した明治32年以来、最少の数字となり、80万人を割りました。第1次ベビーブーム期(昭和22～昭和24年)には約270万人、第2次ベビーブーム期(昭和46～昭和49年)には約210万人でしたが、その後減少を続け、こどもの数はピークの3分の1以下にまで減少しました。

合計特殊出生率の推移を見ると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたが、第2次ベビーブーム期には約2.1まで低下、平成17年には1.26まで落ち込み、その後、平成27年には1.45まで回復したものの、令和4年には1.26と過去最低となりました。

#### ③ こどもの貧困【厚労省「令和4年 国民生活基礎調査」より】

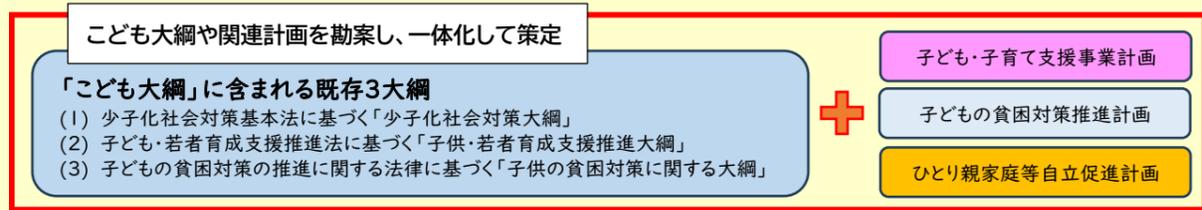
令和3年度の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は127万円となっており、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯員の割合)は15.4%(対平成30年0.3ポイント減)となっています。

「子どもがいる現役世帯」(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)の世帯員についてみると、10.6%(対平成30年2.5ポイント減)となっています。

### 3. 本計画の根拠法、位置づけ

「(仮称)第1期犬山市こども計画」の策定にあたっては、こども基本法第10条において、「市町村は、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努める」、「こども計画」は、国の既存3大綱に基づく市町村計画である「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策に関する計画」、その他のこども施策に関する計画(「子ども・子育て支援事業計画」など)と一体的に作成することができる」とされていることから、**本市ではこども施策に関連する計画を一体化し、関連各種計画の要素を融合させ、本市のこども施策に関する総合計画として策定することで、市民にとって一層分かりやすい計画となることを目指します。**

また、「こども大綱」では【こどもまんなか社会の実現】(～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～)を提唱していることから、本市においてもこども大綱を勘案した計画を策定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。



### 4. 計画の位置付け

「(仮称)第1期犬山市こども計画」は、「第6次犬山市総合計画」を最上位計画とし、その方針に沿って策定するものです。

また、「第1次犬山市地域福祉計画」を福祉分野におけるマスタープランとして位置付け、障がいや健康分野、その他福祉の各分野における関連計画及び、愛知県の関連する計画との調和を図りながら計画を実施していきます。

## 5. こども大綱に沿った計画策定

### (1) こども施策に関する基本的な方針

こども大綱では、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の精神に則り、以下の6本の柱を基本的な方針としていることから、本計画においても、こども施策に関する基本的な方針として位置付けます。

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

### (2) ライフステージを通じたこども施策の推進

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことを方針に掲げており、すべてのライフステージに共通する事項として以下に挙げる施策に取り組むこととされていることから、本計画においてもそれらの内容を盛り込みます。

- ・こども・若者が**権利の主体**であるという認識の社会全体での共有等
- ・多様な遊びや体験、活躍の機会づくり
- ・こどもの**貧困**対策
- ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及び**ヤングケアラーへの支援**
- ・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
- ・こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ・障害児支援・医療的ケア児等への支援

### (3) ライフステージ別の重要事項

施策を進めるにあたっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。

## 6. 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
第1期子ども計画					第2期子ども計画					第3期子ども計画				

## 7. 計画の策定手法と体制

こどもの保護者向けのアンケート調査結果(子ども・子育てに関するアンケート:未就学児童保護者と小学生保護者対象)、ヤングケアラー調査結果、その他関連計画で実施した調査結果(主に若者向け)、タウンミーティング、第2期計画の振り返り、パブリックコメントを実施し、計画を定めていきます。また、学識経験者、保護者代表、福祉・保健・医療・教育従事者、園事業者、市議会議員、商工会議所等で構成する「犬山市子ども・子育て会議」において、審議・検討を行い、計画案を策定していきます。

## 第2章 こどもを取り巻く現状と課題

### 1. 市の現状等

#### ① 人口

総人口は、近年減少傾向が続いており、令和6年4月1日現在71,521人となっています。(住民基本台帳より)

※令和5年4月1日現在では72,331人であったことから、810人減少

全国では1億2,400万人(概算値)、愛知県では7,460,648人(前月より9,754人減)となっています。

#### ② 本市と県内市町村との比較(参考)(54市町村)【総務省統計局「統計でみる都道府県・市区町村のすがた(社会・人口統計体系)」より】

・総人口:県内24位(令和2年国勢調査)73,090人

・世帯数:県内25位(令和2年国勢調査)29,453世帯

・15歳未満人口:県内28位(令和2年国勢調査)8,825人

・出生数:県内31位(令和3年人口動態調査の合計)408人

・未婚者割合(15歳以上人口):県内29位(令和2年国勢調査)26.6%

・就労者数(女性):県内26位(令和2年国勢調査)15,070人

第2章ではその他に市の現状と、調査結果についてのまとめ・課題、現行計画の振り返り等について掲載予定